

次期総合計画の策定とその位置付け

▷ 宇和島市の「総合計画」

「宇和島市総合計画条例」を制定し、法的根拠を担保するとともに、
市の最上位計画として位置づける（令和8年3月定例会）

▷ 「総合戦略」と「行財政改革」

最重要課題の人口減少問題を克服するための「総合戦略」

施策の財政健全化や業務効率化を図るための「行財政改革」

「総合計画」へ
一体化

（参考）一体化のイメージ

※行政経営改革プランは令和11年度まで、その他は令和9年度まで



条例の背景

「宇和島市総合計画条例」 (抜粋)

(総合計画の位置付け)

第3条 総合計画は、**市の最上位の計画とし**、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、**総合計画との整合を図らなければならない**。

(総合計画の策定)

第4条 総合計画は、次に掲げる方針により策定しなければならない。

- (1) **市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定しなければならない。**
- (2) 適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定しなければならない。
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第2項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に運用することができるよう策定しなければならない。
- (4) 市民等の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民等との協働によって策定されなければならない。
- (5) **行政各部門相互間で連携しながら、市の発展のための総合的成果をあげるよう策定しなければならない。**

条例に基づき、
各分野の計画において**整合**を図り、
行政各部門が**相互に連携**しながら、
総合的な見地から策定する**計画**

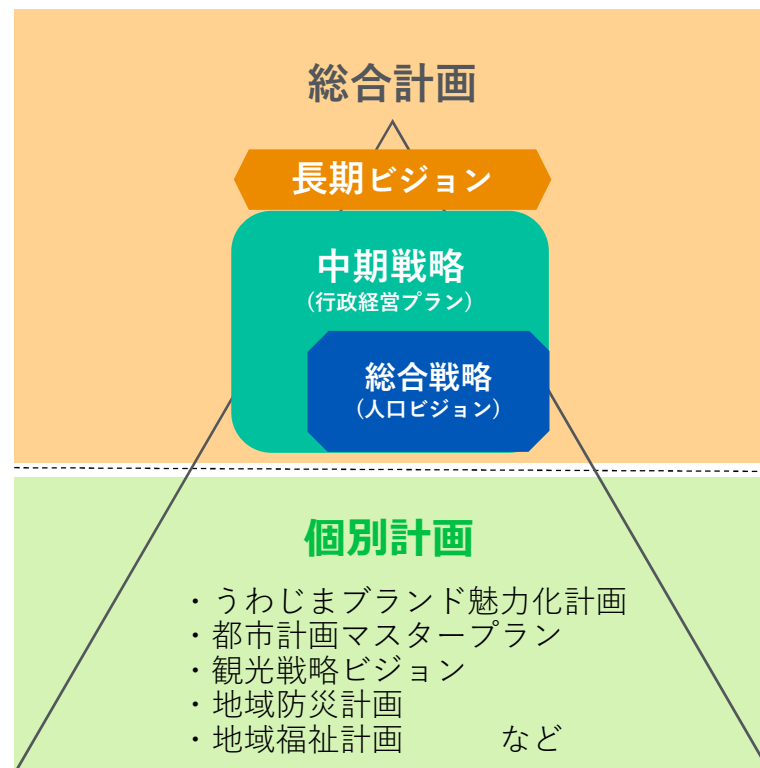


“**整合**”“**相互連携**”による
総 合 計 画

次期計画の構成・期間

▷長期ビジョンと中期戦略

長期展望を示す「**長期ビジョン**」は**10年**
取り組むべき主要な施策を定めた「**中期戦略**」は前期**5年間**・後期**5年間**



■ 長期ビジョン 10年 (R10(2028)年度－R19(2037)年度)

市のまちづくりの将来像及びこれを推進するための基本的な構想を示したもの。

- 策定の趣旨・目的
- ありたいまちの姿（将来像）
- 将来的な人口予測と今後の人口規模のビジョン

■ 中期戦略 前期5年間・後期5年間

長期ビジョンを実現するために重点的に取り組むべき施策を示したもの。

- 重点施策
- 分野別施策
- 成果指標

▶ 人口減少社会に対応し、人口ビジョンで示した将来展望を実現させる各種施策を**総合戦略**として位置付ける

▶ 行財政改革の項目を**行政経営プラン**として位置付ける

策定体制

